

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03232

研究課題名(和文)消費者役務提供契約の解消法理とその現代的機能に関する研究

研究課題名(英文) Study on the theory to withdraw of the consumer service contract and the today's function

研究代表者

寺川 永 (Terakawa, Yo)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：50360045

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、役務の提供を目的とする消費者契約(消費者役務提供契約)を素材として、中途解約等の解消法理を中心に、ドイツ法およびEU私法の近時の展開を踏まえ、その現代的機能について検討し、特に契約の特徴を考慮した役務提供契約に関する新たな法理論の構築を目指すものである。今回の研究実績を通じてもなお消費者役務提供契約の解消法理の検討の余地はあるものの、他の契約と結合するような複合契約の場面においてどのような影響を与えるのか、その際「役務」という特徴がどのような機能をもたらすものであるのかについて新たな視点を提供し、そのような視点に基づく理論を展開させる契機となったといえる。

研究成果の概要(英文)：I examine the modern function of cancellation theory about consumer service contracts, based on recent movements in German Law and European Private Law. Especially, this study aims at the construction of the new theory about consumer service contracts considering characteristics of contracts. There is still room to clarify the cancellation theory of consumer service contracts. However this study results what kind of influence those contracts have in the case of linked contracts and what kind of function a characteristic called "service" brings on this case. Therefore, it may be said that it was with an opportunity to develop the theory based on such a viewpoint.

研究分野：社会科学

キーワード：役務提供契約 民法 消費者法 撤回権

## 1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の社会生活には売買のように財産権の移転を内容とする取引のみならず、役務(サービス)の提供を内容とする取引が数多く存在する。顧客の要望が多様化し、情報通信機器の急速な進化により、商品自体やその流通手段がいつそう複雑なものとなっているが、そうした役務の提供を目的とする契約(役務提供契約)については、これまで十分な法規制が行われているとは言いがたい。わが国の民法典には雇用・請負・委任・寄託(民法623条~666条)があり、これらの類型に該当しない役務提供契約は準委任(民法656条)に含めるという構成がなされており、また、特定商取引法には「特定継続的役務提供」(特定商取引法41条~50条)として一定の契約類型について規制が行われているが、限定的である。2020年4月に施行が予定されている改正民法の立法過程においても、役務提供契約の総則規定を置く提案もなされた。しかし、結局そうした提案は見送られることになった。

(2) 海外の法規制に目を向けると、ドイツ民法典では、役務提供契約は仕事の完成を内容とするか否かに応じて請負と雇用のいずれかに分類される。また、事務処理を内容とする雇用契約または請負契約に、委任の規律が補完的に適用されるものとして有償事務処理契約がある。この他に通信教育契約については通信教育法、運送契約等についてはドイツ商法典に規定されているが、役務提供契約について新たな契約類型を構想するほどの大きな動きはみられなかった。

しかし、2014年に訪問販売・通信取引の法規制の平準化を目的としてEU消費者権利指令(Directive 2011/83/EU)が国内法化され、ドイツ国内法においても大きな転換期を迎えることになった。これは、EU私法の動きを受けて国内法に新たな規律をもたらすものである。上記指令では、役務提供契約は売買契約と同一の規律に服する扱いがなされているが、そのような見方の是非とともにドイツでの議論の展開が期待されている。

また、EU私法では役務提供契約の議論が活発となっている。たとえば、共通参照枠草案(Draft Common Frame of Reference: DCFR)第編C部「役務提供」では、役務提供者の「仕事を完成させる義務」や顧客(役務受領者)の解約権などを定める総則規定が規定され、各則規定として建築契約や保守管理契約などの契約類型が定められている。これらの規定については、役務提供契約に関する議論を展開させるものとして肯定的に捉える見解もある。また、役務提供契約の総則規定の重要性を指摘する見解もあり、EU私法では役務提供契約は注目度の高いトピックとなっている。

## 2. 研究の目的

(1) 以上のような、わが国における役務提供契約に関する法規制がさほど活発ではない原因として、(役務提供を内容とする取引の特徴である)役務内容の特定性が困難であることや、その不確定性、さらには多様性が考えられ、そのために部分的な法規制に留まり、かつそのことが統一的な基準を設けることの障壁となっているのではないかと考えた。そこで、本研究は、まずは消費者が事業者との間で締結する役務提供契約を念頭に置いて分析することにした。そして、消費者契約が締結された場合において、中途解約等の解消がなされたときに、役務提供契約の特徴が明確に現れ、その問題構造を明らかにすることが可能ではないかと考えたのである。

(2) そこで、本研究は、役務の提供を目的とする消費者契約を「消費者役務提供契約」と呼称することとし、日本、ドイツおよびEUの消費者役務提供契約に関する法理論を検討し、その限界を明らかにするとともに、消費者役務提供契約の解消の場面において考えることのできる法理(以下「解消法理」)の構築を目指し、その現代的な機能を明らかにすることを目的としている。なお、これまで「役務提供契約の一般法理とその現代的機能に関する研究」(課題番号:24730092)と題する研究(以下、「先行研究」と略する。)を行ってきた。本研究は、役務提供契約をめぐる法規制を先行研究で整理してきたものを、さらに展開させることとなった。先行研究では、一般法理の研究を行う中で、情報の非対称性・交渉力の格差がみられる消費者契約の中途解約等の場面において法的保護を要するものであることが明らかとなり、そうした場面での解消法理を検討する必要性があるとの結論に至った。たとえば、事業者間契約における解消の場面では、契約交渉過程において約款による規律がある程度形成されており、解消法理としての全体像を捉えにくいという事情があった。そこで、消費者役務提供契約特有の解消法理として理論構築する必要があるとの着想に至ることになった。

(3) 以上のことから、本研究の目的として次の点を挙げることができる。第一に、消費者役務提供契約を定義づけ、類型化基準の追究を目的とする。これは、個別分野ごとに契約類型を定め、後は一般規定に委ねるのがよいのか(ドイツ法アプローチ)それとも総則規定を設けて、主要な契約類型を定めるのがよいのか(EU私法アプローチ)わが国の役務提供契約理論の再考を促す契機となる。第二に、総則規定を民法典のどこに配置すべきか、どのような契約類型を民法典に配置するのかといった点について、従来の典型契約論に新たな道筋を示

すことを目的とする。第三に、消費者役務提供契約における中途解約や更新拒絶にみられる継続的性質や役務の特性に鑑み、解消法理を通じてより一般化した規律の実質化を目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 先行研究と同様、ドイツ・ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所における研究者との情報交換および資料収集を定期的に行った。これは、ドイツ法およびヨーロッパ私法に関する学術的な示唆を得ることも、本研究の遂行にあたって必要不可欠な研究活動のひとつであった。

(2) 国内での研究活動としては、国内で開催される研究会、講演会等に参加し、知見を深めるとともに、研究者との情報交換を通じて研究成果につなげることを意識していた。そして、下記研究成果(4.)に掲げる論文等で、本研究の一部を公表する方法をとった。

### 4. 研究成果

(1) 2015年度は、本研究のテーマである消費者役務提供契約の解消法理について、主に外国文献の翻訳等を通じて、幅広い観点から研究を行ってきた。

消費者役務提供契約については、まず、この契約類型の特徴の一つである契約の継続性と関連して、継続的契約の解消に関わる文献の翻訳(雑誌論文 およびこれに修正を加えた上で書籍に収録したものである図書 )がある。

(2) ドイツにおける消費者権利指令の国内法化について、先行研究で公表した拙著「ドイツにおける EU 消費者権利指令の国内法化」関大法学論集 64 巻 5 号 37 頁以下(2014年)と関連して、外国研究者の来日講演の翻訳原稿を公表した(雑誌論文 およびこれに修正を加えた上で書籍に収録したものである図書 )。

(3) 2016年度では、前年度と同様に、引き続き外国文献の翻訳等を通じて研究をすすめてきた。この作業に加えて、解消法理と関連する撤回権に着目し、とりわけ通信販売契約における撤回権について、国内外の法制度の比較を行った。まず、ヨーロッパ私法およびヨーロッパ消費者法に関する最近の動向を掴むために、デジタル・コンテンツおよびオンライン物品売買に関する二つの EU の指令提案の翻訳を、他の研究者とともに共同翻訳の作業に着手し、その公表を行った(雑誌論文 および雑誌論文 )。これらの指令提案は、デジタル・コンテンツおよびオンライン物品売買という新たな事象に対する法規制の意欲的な試み

であると評価することができ、国内外において大いに注目されているトピックである。本研究のテーマとの関連でいえば、こうした新たな概念や取引構造に対して、消費者役務提供契約の解消法理にどのような影響を及ぼすことになるのかという点について、より深く理解を進めるためにも有益な作業であったといえる。

(4) そして、九州大学において、通信販売における撤回権について日本およびドイツの法制度の比較について口頭で報告した。これは、撤回権の対象となるのは主に(消費者)売買ではあるが、消費者役務提供契約の解消法理とも関連する領域である。ただし、報告では法的安定性(Legal Certainty)という観点から考察を試みたものであり、本研究のテーマに必ずしも直結するものではないかもしれない。しかし、多角的な観点から分析を試みた結果、本研究のテーマに対して重要な示唆を得ることができた。

(5) 2017年度では、昨年度に行われた国内外の文献の読み込み等による分析を基礎として、論文の執筆に傾注してきた。とりわけドイツにおける結合契約および関連契約における「撤回の貫徹」というテーマについて論じたもの(雑誌論文 )は、一方の契約が他方の契約と結合し、または関連する場面において、一方の契約の撤回が他方の契約にどのような影響を及ぼすのかという点を問題とするものである。わが国では、いわゆる「複合契約」と呼ばれるものに相当する場面の一例である。

(6) 2016年度に九州大学で報告した内容は(学会発表 )、加筆修正の上、他の報告者による報告原稿とともに書籍に収録された(図書 )。また、消費者法に関する教科書において、わが国における複合契約についてその現状を確認するとともに(第3版の出版にあたって、一部その記述内容を修正した)残された課題を明らかにした(図書 )。たしかに、消費者役務提供契約のみに関連する内容ではないが、一方の解消が他方にどのような影響を与えるかについて、その問題性を再確認するものとなった。

(7) 総じて、これらの研究実績を通じてもなお消費者役務提供契約の解消法理の理論的解明の余地は残されているといえるが、特に他の契約と結合するような複合契約の場面においてどのような影響を与えるのか、その際「役務」という特徴がどのような機能をもたらすものであるのかについて、新たな視点を提供することになった。その意味において、さらにそうした視点に基づく理論を展開させる契機となったといえる。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

寺川 永、ドイツにおける複合契約の新たな展開 - 結合契約・関連契約における撤回の貫徹 -、関西大学法学研究所研究叢書、査読無、56冊、2018、91頁～116頁  
<http://hdl.handle.net/10112/13368>

カライスコス アントニオス、寺川 永、馬場 圭太、(翻訳)物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案、関西大学法学論集、66巻3号、査読無、2016、314頁～334頁(うち321頁～323頁、328頁～330頁を担当)  
<http://hdl.handle.net/10112/10626>

カライスコス アントニオス、寺川 永、馬場 圭太、(翻訳)デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案、関西大学法学論集、66巻2号、査読無、2016、197頁～226頁(うち206頁～211頁、218頁～221頁を担当)  
<http://hdl.handle.net/10112/10429>

寺川 永、(翻訳)クリスティアン・フェルスター「ドイツ法における撤回権の現在 - EU消費者権利指令の国内法化」、関西大学法学論集、査読無、65巻3号、2015、336頁～356頁  
<http://hdl.handle.net/10112/9451>

寺川 永、(翻訳)マーク・フィリップ・ヴェラー「継続的契約の解約告知における継続の利益 - 日本の一般条項とドイツの解約告知の制限 -」、関西大学法学論集、査読無、65巻2号、2015、80頁～121頁  
<http://hdl.handle.net/10112/9387>

〔学会発表〕(計1件)

Yo Terakawa、The Right of Withdrawal in Consumer Contracts - From the Perspective of Legal Certainty、2<sup>nd</sup> Workshop on the Shifting Meaning of Legal Certainty、2016、Kyushu University

〔図書〕(計4件)

寺川 永、消費者紛争の個別類型と消費者法(5)複合契約と消費者、中田邦博=鹿野菜穂子編『基本講義消費者法(第3版)』(日本評論社)査読無、2018、365頁(253頁～266頁)

Yo Terakawa、The Right of Withdrawal in Consumer Contracts: From the Perspective of Legal Certainty、Mark Fenwick, Mathias M Siems, Stefan Wrba

(eds.)、Hart Publishing、The Shifting Meaning of Legal Certainty in Comparative and Transnational Law、査読無、2017、313頁(265頁～279頁)

寺川 永、(翻訳)クリスティアン・フェルスター「ドイツ法における撤回権の現在 - EU消費者権利指令の国内法化」、中田 邦博=鹿野 菜穂子編『消費者法の現代化と集団の権利保護』(日本評論社)査読無、2016、591頁(305頁～326頁)

寺川 永、(翻訳)マーク・フィリップ・ヴェラー「継続的契約の解約告知における継続の利益 - 日本の一般条項とドイツの解約告知の制限 -」、川角 由和ほか3名編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社)査読無、2016、541頁(319頁～361頁)

6. 研究組織

(1)研究代表者

寺川 永 (TERAKAWA, Yo)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：50360045